

鳥取県告示第 30 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市横枕字目谷西平671、字目谷東平672の1、672の5、字目谷東平下モ673の1、下砂見字蓬ヶ鳴ル1567の5、1568の2から1568の6まで、1568の8、1568の9、1568の11から1568の13まで、上砂見字柏谷山1094の2、1095の2、岩坪字坪尻610、611、611の1、字奥椀谷ノ上1142の1、1143、1145、1145の1から1145の3まで、1146、1146の1、1147、字瀬戸ノ上南1168から1173まで、字下小原山1174から1183まで、1185、1185の1から1185の4まで、1186から1197まで、1197の1から1197の9まで、1198、1199、字中小原山1202の11、1202の12、1209から1211まで、字向山上ミ1292の2、1293の2、字奥椀谷西1656の2、1656の3、字奥椀谷東1657の2（次の図に示す部分に限る。）、1657の3から1657の7まで、1658の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩坪字奥椀谷ノ上1145の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市下味野字寺屋敷883の3から883の5まで、883の11、上味野字小屋場ノ二748の2、748の5、横枕字屋敷下分340の1、猪子字東谷159、160、字長坂528の2、529、530、532、字糸谷東平742の1、字糸谷西平743、玉津字臼谷418の2、字幟尾425、長谷字沢田694、字孫目ヶ谷724の3、赤子田字宮ノ谷475の2、475の3、下砂見字森田平上916の2、字隈平ラ918、925、926、927の2、字畑ノ尾1276の3、字芳谷1362、字曾輪谷1476から1479まで、中砂見字溝上1118から1120まで、1123、1124の1、字森ノ元1344、字赤坂1532の1、1533の1、1533の3（次の図に示す部分に限る。）、上砂見字上小畑856の1、字拾石1166の1、字小畑山1284、字柚谷山1332、岩坪字向山535の3、543、547の1、548

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）